

令和6年12月24日

議会運営委員会
委員長 中谷恭典様

議会改革検討協議会
座長 前田洋輔

協議結果について（報告⑤）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「一般質問の総枠時間の有効活用」について、下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

一般質問の総枠時間の有効活用については、11月定例会において実施した試行の検証結果を踏まえ、別添のとおり令和7年2月定例会から本格実施する。

また、本取組の効果は、本会議の会議時間の短縮にも期待でき、効率的な議事運営につながると考えられることから、代表質問においても適用する。

なお、バリアフリー化等、議場の大幅改修について議論をする際には、理事者の自席答弁についてもあわせて検討を行う。

一般質問の総枠時間の有効活用

一般質問の総枠時間の有効活用について、総枠時間による制限は変更せず、答弁者の移動時間の短縮を図ることにより、議員が質問権を有効かつ確実に行使できるよう、様々な取組を9月定例会及び11月定例会で試行的に実施した。

このたび、両定例会で実施した試行的取組の検証結果を踏まえ、令和7年2月定例会より下記の取組を本格的に実施する。

記

1 答弁者の着席を待たず質問を開始

これまでは、質問者は答弁者の着席を待って議長に発言の許可を求めていたが、原則、答弁者の着席を待たず、議長に許可を求めることができるようにする。

- 質問者は、答弁終了後、答弁者が自席へ戻るまでに議長に対して指名を求める。
- ただし、議長は次の答弁に支障があると判断する場合は、これまでどおり答弁者の着席を待って質問者を指名する。

2 答弁者待機席を設置

- 同一の答弁者が連続して答弁する場合に限り、答弁終了後、当該答弁者は自席へ戻らず、答弁者待機席（以下、「待機席」という。）に着席し、次の答弁の準備を行うこととする。ただし、知事、副知事、教育長及び警察本部長は除く。
- 再質問については、あらかじめ通告がないため、原則、自席に戻る。
- 質問項目の順序変更や質問しない項目が発生し、連続して答弁する必要がなくなった場合には、答弁者は、質問者の発言に従い、適宜、自席に戻る。

（移動イメージ）

- ①答弁者は、1問目の答弁終了後、自席に戻らずに待機席に着席。
- ②答弁者は、2問目の質問終了後、待機席から演壇に移動し答弁。
- ③答弁者は、2問目の答弁終了後、
 - ・ 3問目の質問に対して答弁がある場合は、待機席に着席。
 - ・ 3問目の質問に対して答弁がない場合は、自席に着席。

3 休憩時に答弁者を入れ替え

知事、副知事、政策企画部長、総務部長及び財務部長を除き、休憩時に発言通告書に基づき答弁者の入れ替えを行う。

4 答弁機会の多い答弁者が演壇近くの説明員席に着席

質問時の配席については、これまで答弁者は、建制順に説明員席に着席していたが、知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長、警察本部長及び教育長以外の答弁者は、答弁機会の多い答弁者から順に、演壇に近い説明員席に着席することとする。

5 代表質問への適用

以上の取組による効果は、本会議の会議時間の短縮にも期待でき、効率的な議事運営にも寄与することから、代表質問においても適用する。